

# WEB MAGAZINE

## 週刊 企業経営 ウェブマガジン

### 1 ネットジャーナル **要旨**

Weeklyエコノミスト・レター 2010年1月15日号

ギリシャの財政危機とユーロ

経済・金融フラッシュ 2010年1月15日号

1月ECB政策理事会:政策金利据え置き、追加策決定は3月

### 2 経営 TOPICS **抜粋**

統計調査資料

景気ウォッチャー調査(平成21年12月調査結果)

### 3 経営情報レポート **要約版**

トラブルを未然に防ぐ

社員の辞めさせ方

### 4 経営データベース

ジャンル:財務 サブジャンル:IFRS(国際財務報告基準)

IFRS(国際財務報告基準)の概要と日本における採用見通し

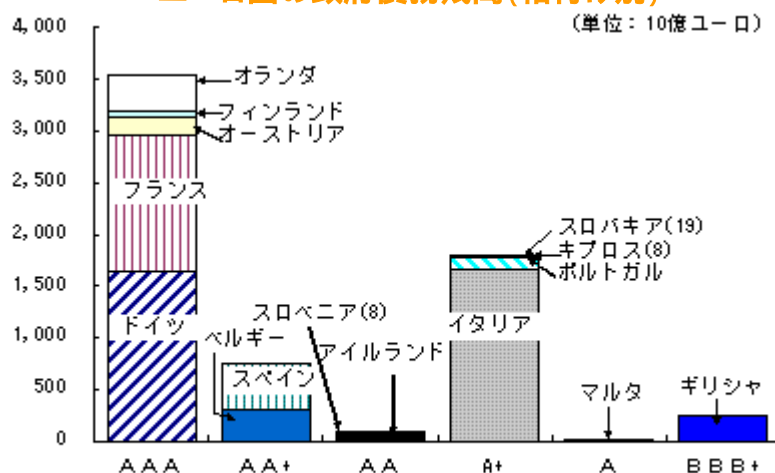
IFRSと現行の日本の会計基準との相違点

# ギリシャの財政危機とユーロ

## 要旨

- 1 ユーロ圏内の不均衡が目立つ中、ユーロの基調はギリシャに代表される周辺国のユーロ押し下げ圧力とドイツなどコア国の押し上げ圧力のバランスに左右されそうだ。
- 2 ギリシャには、足もとの財政赤字や政府債務残高の水準が高いだけでなく、危機前の段階から統計の信頼性やEUの財政ルールへの姿勢に問題があった。当面の焦点は、ギリシャがEUからの財政赤字是正の「警告」を受けて進めている統計改善策や「財政健全化計画」がEUで「承認」され、一定の成果を挙げることができるのかにある。先行き、EUから何らかの救済が講じられる可能性はあるが自助努力が大前提である。
- 3 しばらくは燻り続けると見られるギリシャの問題が、ドイツなどコア国の底固さや財政運営への信認を覆して、ユーロの大幅な減価を招くことは考え難い。ギリシャとスペインなど他の周辺国とは、財政面では区別すべきだが、「双子の赤字」を抱えて経済運営が苦しい点は共通だ。為替の減価を必要としているこれらの国々にとって、元を中心とするアジア通貨とドルの間で為替調整が進まないしわ寄せで、世界第二位の経常黒字国・ドイツを中核とするユーロの増価が進むシナリオは脅威である。

### 規模の観点からは限定的と見られるギリシャの財政問題 - ユーロ圏の政府債務残高(格付け別) -



(注) 格付けはS & Pの自国通貨建て長期債務の格付け (資料) 欧州委員会統計局

# 1月ECB政策理事会： 政策金利据え置き、追加策決定は3月

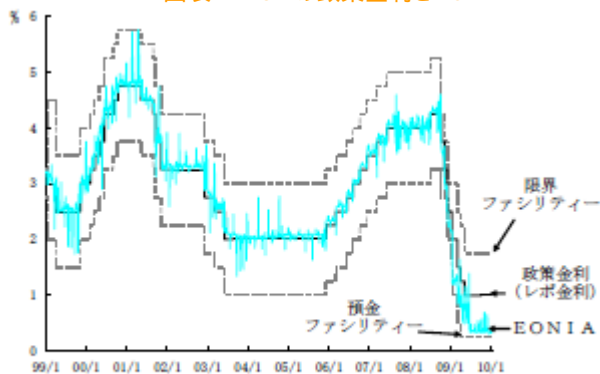
## 要旨

### 1 政策金利8カ月連続で据え置き、流動性供給に関する追加的な決定も見送り

欧州中央銀行（ECB）は14日に1月の政策理事会を開催、8カ月連続となる政策金利の据え置き（図表1）を決めた。12月の政策理事会では、期間1週間の主要リファイナンス・オペ（MRO）は必要な限り金額無制限・固定金利で行い、最短でも2010年4月13日に終了する第三準備積立期間までは継続する、

同条件の1準備期間物（注）の特別ターム物オペも最短でも第三準備積立期間までは継続する、1年物の金額無制限の資金供給は2009年12月16日を最後とし、MROの平均最低入札金利を適用する、6カ月物の資金供給は3月31日を最終とし、固定金利、金額無制限で行なう、3カ月物も2010年1～3月期は固定金利、金額無制限で予定どおり月1回のペースで行なうことを決めており、次の動きとして3カ月物や1週間物のオペの取り扱いが関心を集めているが、これらに関する追加的な決定について、トリシェ総裁は「3月に行く」と言及するに留めた。

図表1 ECBの政策金利とEONIA

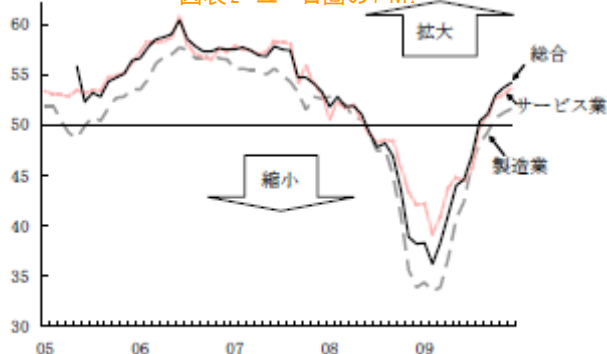


(資料) ECB

### 2 景気・インフレの現状判断と見通しは従来の見方を踏襲、マネー分析は幾らか下方修正

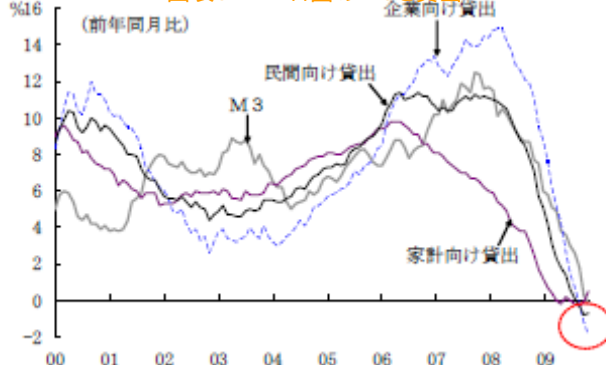
7～9月期にプラス成長に復帰したユーロ圏では、PMI総合指数（図表2）や欧州委員会サーベイなど、景気に先行ないし一致して動く指標の改善基調は続いている。6月～10月までマイナスで推移してきたインフレ率（CPI）は、11月の前年同月比0.5%に続き、12月速報値も同0.9%のプラスであった。今回の声明文では、景気とインフレ率については従来の判断と見通しを踏襲したが、11月にM3と貸出が始めて揃って前年比でマイナスとなった（図表3）ことを受けて、現状判断を幾分下方修正し、「しばらくはM3、信用の伸びは極めて弱いか、マイナスの状態が続く」との見通しを示した。

図表2 ユーロ圏のPMI



(資料) Markit

図表3 ユーロ圏のM3と貸出



# 景気ウォッチャー調査

## 平成21年12月調査結果

### 今月の動き（12月）

12月の現状判断DIは、前月比1.5ポイント上昇の35.4となり、3か月ぶりに上昇した。

家計動向関連DIは、クリスマス・歳末商戦では、消費者の節約志向が続いているものの、グリーン家電の購入に係るエコポイント付与の影響によって薄型テレビを中心とした家電の販売が増加したこと等により、上昇した。企業動向関連DIは、受注や出荷が持ち直している企業があるものの、受注や売上が極めて低調で資金繰りが悪化している企業があること等から、やや低下した。雇用関連DIは、求人数が少なく、雇用に対する企業の態度が依然として慎重であること等から、ほぼ横ばいとなった。

12月の先行き判断DIは、前月比1.8ポイント上昇の36.3となった。

先行き判断DIは、家計部門では、グリーン家電の購入に係るエコポイント付与や環境対応車の購入に係る減税・補助金の効果が続くことへの期待等、企業部門では、一部で受注増への期待があることや円高に対する懸念がやや後退したこと等、雇用部門では、一部での求人の動き等により、上昇した。

以上のことから、今回の調査結果に示された景気ウォッチャーの見方は、「景気は、下げ止まっていたものの、引き続き弱い動きがみられる」とまとめられる。

### 全国の動向

#### 1 景気の現状判断DI

3か月前と比較しての景気の現状に対する判断DIは、35.4となった。企業動向関連のDIが低下したものの、家計動向関連、雇用関連のDIが上昇したことから、前月を1.5ポイント上回り、3か月ぶりの上昇となった。また、横ばいを示す50を33か月連続で下回った。

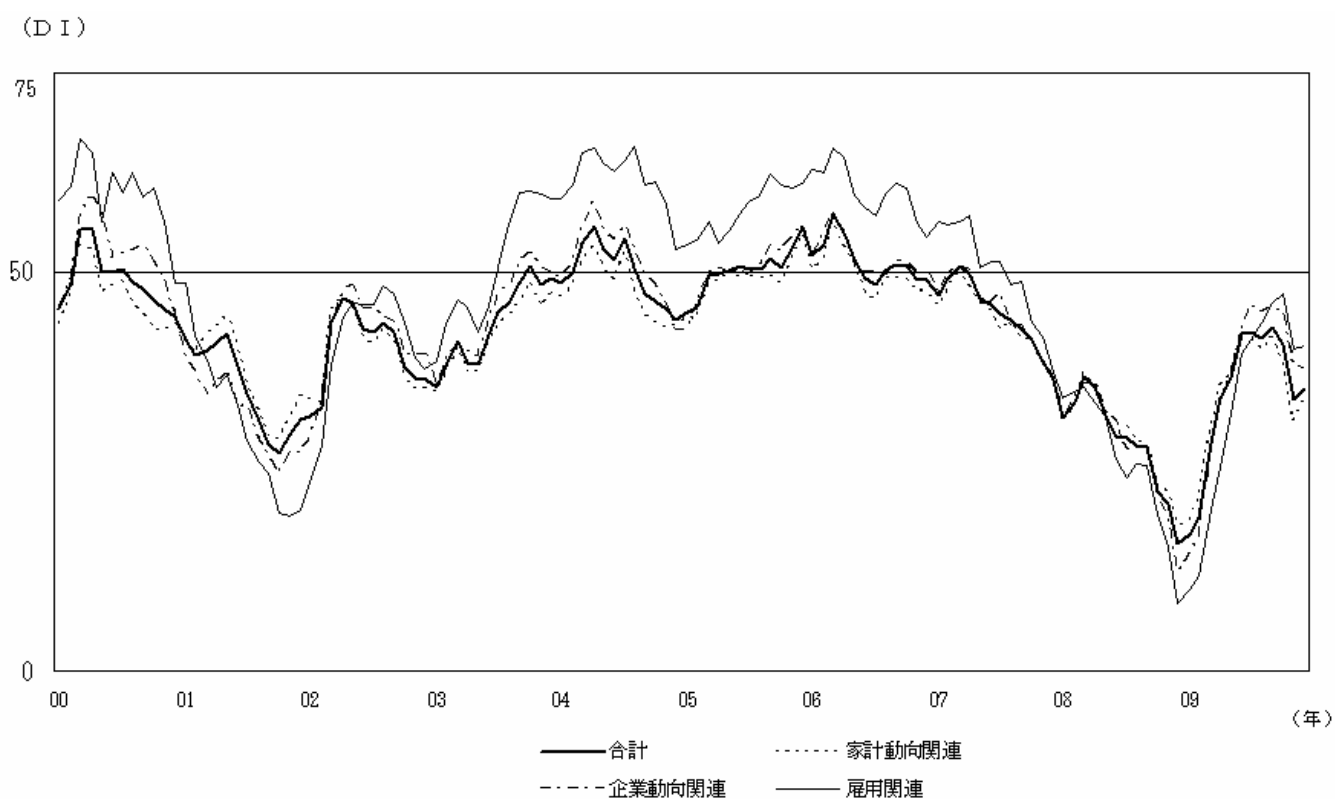
図表1 景気の現状判断DI

(DI)	年 月	2009 7	8	9	10	11	12	(前月差)
合計		42.4	41.7	43.1	40.9	33.9	35.4	(1.5)
家計動向関連		41.4	40.3	41.8	38.5	31.3	33.8	(2.5)
小売関連		40.2	39.5	41.5	37.8	29.9	33.5	(3.6)
飲食関連		37.8	37.5	36.9	37.2	30.2	32.9	(2.7)
サービス関連		44.1	42.0	43.5	39.3	33.1	34.4	(1.3)
住宅関連		43.7	42.7	42.0	42.8	36.6	34.2	(-2.4)
企業動向関連		45.9	44.9	45.7	44.9	38.4	37.9	(-0.5)
製造業		47.3	46.9	48.4	45.4	40.5	40.7	(0.2)
非製造業		44.7	43.7	43.7	44.1	36.6	35.6	(-1.0)
雇用関連		41.5	43.7	46.1	47.3	40.5	40.7	(0.2)

図表2 構成比

年	月	良く	やや良く	変わらない	やや悪く	悪く	DI
		なっている	なっている		なっている	なっている	
2009	10	0.5%	11.5%	50.5%	25.7%	11.7%	40.9
	11	0.5%	7.6%	38.2%	34.0%	19.5%	33.9
	12	1.0%	8.4%	40.2%	32.2%	18.2%	35.4
(前月差)		(0.5)	(0.8)	(2.0)	(-1.8)	(-1.3)	(1.5)

図表3 景気の現状判断DI



## 2 景気の先行き判断DI

2～3か月先の景気の先行きに対する判断DIは、36.3となった。家計動向関連、企業動向関連、雇用関連のすべてのDIが上昇したことから、前月を1.8ポイント上回り、3か月ぶりの上昇となった。また、横ばいを示す50を31か月連続で下回った。

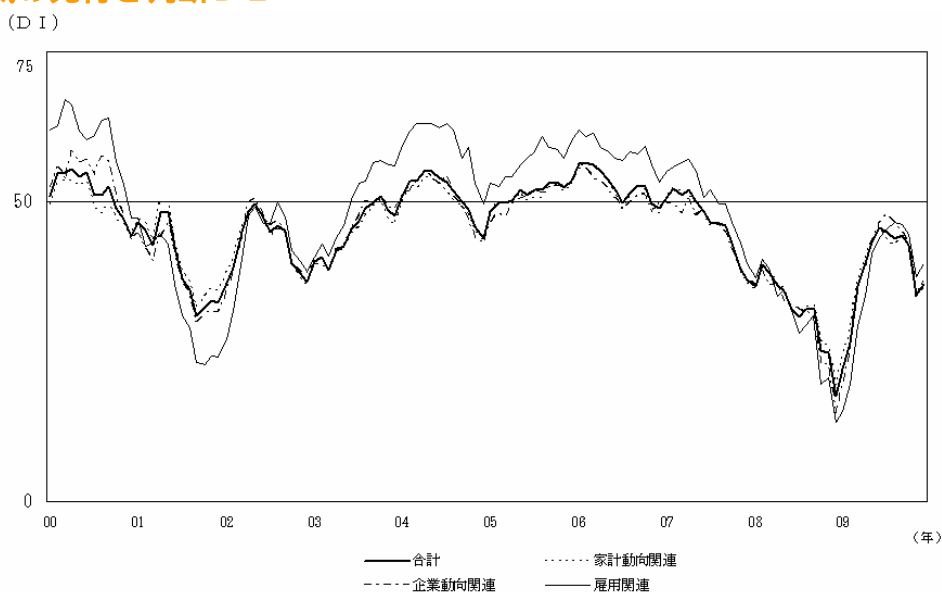
図表4 景気の先行き判断DI

(DI)	年	2009						
	月	7	8	9	10	11	12	(前月差)
合計		44.9	44.0	44.5	42.8	34.5	36.3	(1.8)
家計動向関連		43.8	42.7	44.1	42.4	34.1	35.5	(1.4)
小売関連		43.2	43.2	44.5	41.5	32.4	35.5	(3.1)
飲食関連		40.8	42.6	45.0	45.0	34.6	29.4	(-5.2)
サービス関連		45.8	41.6	44.0	44.3	37.1	37.2	(0.1)
住宅関連		43.7	43.6	39.7	40.3	35.4	34.5	(-0.9)
企業動向関連		47.9	46.5	44.9	43.1	34.1	36.8	(2.7)
製造業		49.1	49.1	46.8	43.6	36.0	39.5	(3.5)
非製造業		47.1	44.0	43.5	42.4	32.4	35.0	(2.6)
雇用関連		45.5	46.6	46.3	44.5	37.6	39.7	(2.1)

図表5 構成比

年	月	良くなる	やや良くなる	変わらない	やや悪くなる	悪くなる	DI
2009	10	0.7%	12.9%	54.2%	21.2%	11.0%	42.8
	11	0.5%	7.0%	41.8%	31.1%	19.5%	34.5
	12	0.6%	7.6%	46.4%	27.2%	18.3%	36.3
(前月差)		(0.1)	(0.6)	(4.6)	(-3.9)	(-1.2)	(1.8)

図表6 景気の先行き判断DI



「景気ウォッチャー調査(平成21年12月調査結果)」の全文は、当事務所のホームページの「企業経営 TOPICS」よりご確認ください。

# トラブルを未然に防ぐ 社員の辞めさせ方

## ポイント

- 1 不安定な雇用情勢に伴い増加する雇用トラブル  
.....
- 2 経営維持のためにおこなう雇用調整  
.....
- 3 整理解雇を断行しなければならない際の基礎知識  
.....
- 4 整理解雇をおこなう際の留意点  
.....
- 5 退職勧奨をおこなう際の留意点  
.....
- 6 雇用トラブルを予防するための社内体制の構築  
.....

### <参考文献>

- 「雇用調整実行マニュアル」 林明文 すばる舎リンクージ
- 「社員の正しい辞めさせ方」 井寄奈美 日本実業出版社
- 「雇用調整の実務と手続き」 萩原勝 中央経済社
- 「労働基準法と雇用トラブル解決」 社労士 21

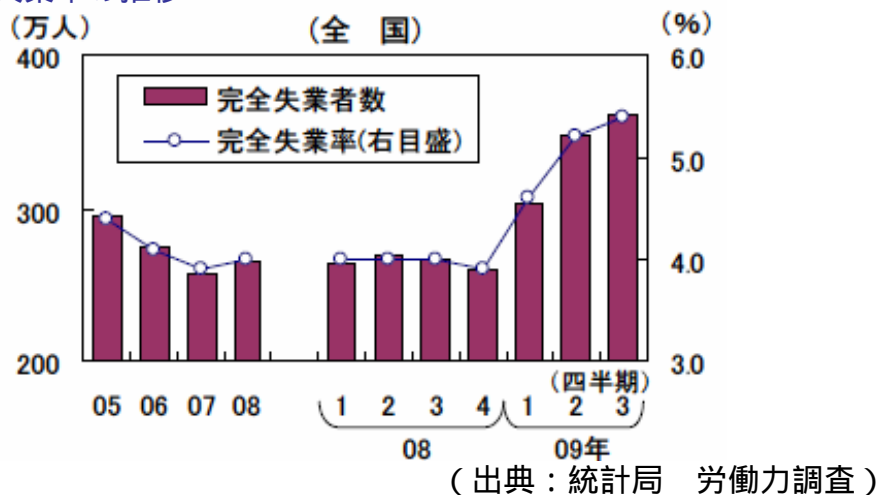
# 1 不安定な雇用情勢に伴い増加する雇用トラブル

## ■ 1 経営環境の悪化と高まる失業率

サブプライムローン問題に端を発する昨年の9月の金融危機以降、急速に冷え込んだ景気を反映して、企業の経営環境は厳しさを増し、それに伴って雇用情勢も悪化してきています。例えば企業の内定取消や、製造業を中心とする契約社員の雇止め、派遣切りが社会問題化していることからこのことが窺えるでしょう。多くの企業は、急激な業績悪化による事業縮小、人員削減を迫られているという状況にあるのです。

雇用情勢を端的に表す完全失業率をみると、全国において2008年は4%程度で推移していましたが、2009年に入って急激に上昇し、第3四半期には5.4%（原数値）、月ベースでは7月に過去最悪の5.7%（季節調整値）を記録しました。そしてこの間、完全失業者も大幅に増加しており、2009年第3四半期時点では361万人に達しています。

完全失業者と完全失業率の推移



## ■ 2 “派遣切り問題”に表される非正規労働者の雇用不安

今回の景気後退局面における雇用悪化には、各種経済指標が過去最悪の値を記録するほど厳しいことに加え、雇用調整のスピードがこれまで以上に速いという特徴があります。これは、正社員と比して容易に解雇することのできる非正規雇用者を対象とした雇用削減が、急激かつ多くの業界においておこなわれたことによります。特に、製造業を中心とした派遣社員の雇止め等はあまりに大規模に行われたことから社会問題にまで発展しました。

厚生労働省によると、非正規労働者を対象とした雇止めは2008年末に急増しており、年末の2008年12月や年度末の2009年3月には同省が把握しているだけでも4万人を超える非正規労働者が雇止め等の形で職を失っています。また、2008年10月から2009年12月までの実施済みまたは実施予定の非正規労働者の雇止め等の累計は、全国で4,127事業所、約24万人にまで増加してきています。

## 2 経営維持のためにおこなう雇用調整

### ■ 1 企業業績の悪化に伴い必要になる雇用調整

雇用調整とは、「従業員との雇用関係を解消する、または雇用条件を現状より引き下げる変更をおこなうこと」です。そしてこれは主に企業の業績が停滞・悪化した場合等、人件費を削減しなくてはならない状況のときにおこなう人事施策になります。これは、雇用そのものの抑制や、社員の給与・賞与を減額することを示します。従来の雇用条件をマイナス方向に調整することですから、社員にとっては十分な理由がなければこれを受け入れることはできませんし、合理的な方法でなくてはトラブルを引き起こす元になってしまいます。また雇用調整は業績悪化だけでなく、次の理由から行なわれることもあります。

#### 雇用調整が行なわれる業績悪化時以外のケース

企業や事業の合併・吸収  
アンバランスな人員構成の是正  
成績不良者対策 等

### ■ 2 企業業績の悪化に伴い必要になる雇用調整

雇用調整を計画する段階に入る前に、おこなっておかなければならない事項として次のようなものがあります。

#### 雇用調整を計画する前にすべきこと

人件費および人員数の正確な把握と予測  
雇用調整を回避するための最大限の努力  
雇用調整実施後の会社の状況を予測する  
人事制度の見直し

#### (1) 人件費および人員数の正確な把握と予測

雇用調整施策の検討に入る前に、現段階で人件費はどの程度過剰なのか、余剰人員はどの程度発生しているのか、その数値を具体的に把握しておくことが重要です。あわせて、今後の中長期の人件費、および人員育成はどうなるのか、その推移についてもシミュレーションしておくことが重要です。

#### (2) 雇用調整を回避するための最大限の努力

雇用調整としてどのような施策をおこなうにしても、それを実施する前には、まず雇用調整を

回避するための施策を十分に検討し、実施することが重要です。一般社員に先立って、経営陣自ら何ら役員報酬カット等の経費削減策を課す必要があります。これは経営悪化の責任を示す意味でも重要になります。

### (3) 雇用調整実施後の会社の状況を予測する

今後の収益の見込み等、雇用調整を実施することによって、経営状況が改善されるかを予測することが重要です。実施に対する社員の理解を得るためにも、また実施後に社員のモラル低下を招かないためにも、これによる改善効果を明確にする必要があります。

### (4) 人事制度の見直し

近年では減少してきたものの、いまだに日本企業の多くは終身雇用を前提としており、年功序列型の資金体系を採用しています。そのため、能力や成果の高い社員と、そうでない社員との賃金格差があまりないということが現状であるといえます。雇用調整を実施する前には、社員個人の成果や能力に応じて人件費が適正に配分される人事・賃金制度の導入を検討することも必須であるといえるでしょう。

## ■ 3 雇用調整の種類

雇用調整の種類としては次のようなものが挙げられます。

### 雇用調整の種類

残業規制	休日・休暇の増加
非正社員の再契約停止、解雇	新規・中途採用の抑制、停止
賞与、給与、手当の減額	出向
一時帰休	希望退職者の募集
退職勧奨	整理解雇 等

雇用調整は、人員数は削減しないで一人あたりの作業単価を減少させることによって人件費全体の削減をおこなう施策と、社員数の削減を目的とした施策とに大別することができます。企業の経営状況によって使い分けられますが、経営状況悪化の度合いにしたがって「人件費削減」から「人員削減目的」の施策へとシフトしていくのが一般的です。

## ■ 5 余剰人員の整理は倒産回避の緊急手段

強制的な人員削減策である整理解雇は、会社側の一方的な意思によって社員との契約関係を打ち切るといったものです。販売不振を打開するための対策を積極的・総合的に講じてもなお過剰雇用が解消されず、しかも過剰雇用の状況を放置しておいたら人件費負担に耐えられずに倒産のおそれがある場合に限って、最後の手段として整理解雇をおこないます。

### 3 整理解雇を断行しなければならない際の基礎知識

#### ■ 1 「整理解雇」と「退職勧奨」の違い

経営上の都合で社員数を削減しなければならない場合、社員に会社を辞めてもらうには大きく分けて2つの方法があります。1つは「整理解雇」でもう1つは「退職勧奨」です。これらを混同している経営者が多いようですが、この2つには法律上の取り扱いにおいて大きな違いがあります。「整理解雇」とは経営者が社員に対して一方的に労働契約の解約を言い渡すことを指します。これは問答無用の「クビ」を示しますが、後述するようにそれには法律上の規制が多々あります。一方、「退職勧奨」とは経営者から「辞めてもらえないか」と依頼をされた社員が「それならば辞めます」と合意の上で退職届けを提出して辞めることをいいます。退職勧奨には法律上の規制がありません。いつでも、どのような理由があっても、誰に対しても経営者は自由に退職勧奨をおこなうことができます。なぜならば、整理解雇には強制力がありますが、退職勧奨には強制力がないからです。

#### ■ 2 社員を整理解雇する際の手順

整理解雇回避の最大限の努力をおこなったにも関わらず、止む無く整理解雇に踏み切らなくてはならない場合、次に挙げる項目の順におこなっていかねばなりません。

##### (1) 解雇基準の決定

整理解雇の実施が決まったら、まず「解雇の基準」を決定しなければなりません。ここで注意したいのは、あまり多くの人員を対象にしてしまうと、販売や受注が増加に転じたときに円滑に対応することが困難になってしまうということです。整理解雇の目的はあくまでも経営の建て直しであり、経営の再建、再生のためには優れた人材は温存しておかなければならないのです。また、解雇者とのトラブルを避けるという面でも、解雇日や退職金は慎重に決定しなくてはなりません。

##### 解雇基準

解雇人員数	対象者の範囲
解雇日	退職金の取り扱い 等

##### (2) 解雇実施の発表

解雇基準を正式に決定した後、解雇の実施を社員に発表します。ここでは、経営者の名において、解雇日時や人員数等を書面にて発表します。



## IFRS (国際財務報告基準) の概要と日本における採用見通し



### IFRS (国際財務報告基準) の概要と日本における採用見通し

IFRS (International Financial Reporting Standards) とは、国際財務報告基準のことです。世界的に承認され遵守されることを目的として、国際会計基準審議会 (IASB) によって設定される会計基準の総称です。

IFRSは、そもそも、1960年頃から世界共通の「会計におけるモノサシ」が必要という考えから議論が始まりました。この「会計におけるモノサシ」の整備が強く求められるようになったのは、世界のグローバル化による市場の拡大やアメリカで起きたエンロン社の不正会計処理です。その整備の中心となったのは、共通通貨を採用したEU諸国でした。現在のIFRSは、下記の指針から構成されています。

国際会計基準審議会によって設定された国際会計基準  
旧解釈指針委員会の指針  
解釈指針委員会の指針

IFRSは、営利企業の会計基準として使われ、会計処理基準および開示について規定しています。具体的には、各基準は固定資産や棚卸資産などの資産項目、引当金など負債・資本項目、収益認識などの損益項目、持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書そして、注記にかかる項目や全般的にかかる項目に分けられます。

### 世界でのIFRS (国際財務報告基準) の適用状況

IFRSを自国の会計基準として採用している国及びコンバージェンス (収束・統合) を目指している国は、現在100カ国以上に及んでいます。特にEU諸国においては公開企業の連結決算はすべて、2005年よりIFRSに基づいて決算を発表しています。

また、アメリカでは正式な採用も不透明な状況であり、現在のところ2011年に2014年からの適用を行うかどうかの判断がされます。これにより、アメリカは最短でも2014年からの適用ということになりました。

### 日本における採用・適用の見通し

現在、我が国においては、IFRSの採用・適用はありません。日本でのIFRS採用・適用の流れを整理します。

2007年に金融庁の管轄である企業会計基準委員会が、国際会計基準審議会との全面共通化を合意し、2011年6月末までに国際財務報告基準との違いを解消すると正式発表した「東京合意」がなされました。共通化に向けて短期的には、2008年度までに収束、いわゆるコンバージェンスを目指すプロジェクトと2011年6月までの長期的なプロジェクトが始動しています。

実際の適用については、2009年1月28日の「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告(案))」及び2月4日の金融庁企業会計審議会から、IFRSの採用に向けた報告書案が公表されています。この中で、今後の我が国のIFRSの適用に向けたポイントを整理すると以下の4点になります。

連結を先行し、個別は強制適用時のタイミングに合わせて導入  
当面は任意適用であり、対象は国際的な財務活動を行っている企業  
任意適用は2010年3月期から  
強制適用は2012年に判断されその後3年間の準備期間を考慮



## IFRSと現行の日本の会計基準との相違点



### IFRSと日本の会計基準との3つの相違点

IFRSには、これまでの日本における会計基準の考え方と異なる3つのポイントがあります。

法形式から経済実質重視へ  
 時価主義を重視した包括利益によって、含み損益を明確にする  
 収益費用アプローチから資産負債アプローチへの転換

#### 法形式から経済効果重視へ

IFRSにおいては、法形式よりも経済的効果を重視します。  
 例えば、ファイナンスリースなどでは賃貸借取引ではなく、リース物件の売買として会計処理します。企業法上の会計は法形式を重視しがちですが、IFRSは経済的効果を重視して考えます。

#### 時価主義重視で含み損益を明確にする

これまでは、損益計算書における純利益が重点に置かれていました。IFRSでは、財政状態計算書(貸借対照表)を重視しています。資産及び負債の各項目について原則として時価評価をして、期首と期末の差額及び期中の勘定について、包括利益という概念でとらえます。

包括利益とは下記の計算で示されるとおりです。当期純利益も包括利益の一部であり、包括利益計算書(損益計算書)の一部を構成します。

包括利益の特徴は、時価主義が色濃く表れているということです。例えば、固定資産の再評価を認めたり、現存する固定資産の戻し入れを認めているということです。

包括利益の最も重要な点は、実現したものは純利益の一部を構成し、未実現の部分は資本の部分を構成することになるということです。つまり、含み損益が表面化するため、M&Aによって買収する際の評価がしやすくなるということです。一方では、公正価値とは何かという時価の算定方法など問題もあります。

包括利益	=	当期純利益 + その他の包括利益
その他の包括利益	=	B/Sの純資産の部に直接計上される科目の当期変動額 (日本基準上、「株主資本等変動計算書」の変動額)

#### IFRSを構成する4つの財務諸表

IFRS財務諸表は、日本基準に置き換えると、以下の図のとおりになります。

IFRS財務諸表の構成自体は、日本基準と同様に4つで構成されますが、名称が一部異なります。実際の科目の配列や名称も違いがあります。

形式的には、IFRS財務諸表も日本基準の財務諸表も大きな差異はありません。しかし、財政状態計算書(貸借対照表)を中心に構成されたIFRSにおいては、資産の取扱いが大きく異なります。

日本基準の構成		IFRS財務諸表の構成
① 貸借対照表	⇒	期末時点の財政状態計算書
② 損益計算書	⇒	包括利益計算書
③ 株主資本等変動計算書	⇒	株主持分変動計算書
④ キャッシュ・フロー計算書	⇒	キャッシュ・フロー計算書